

〔平成 30 年 3 月 27 日〕
〔本部訓令第 16 号〕

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「政令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和 60 年総理府令第 1 号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）、風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「浄化協会規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「遊技機規則」という。）に基づき、風俗営業等に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事前協議

(事前協議)

第 2 条 警察署長は、風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は深夜における酒類提供飲食店営業に係る申請又は届出の相談を受けた場合において、生活安全部長が定める事由に該当すると認めたときは、速やかに生活安全部長に報告（生活安全部保安課（以下「保安課」という。）経由）をし、その処理について協議するものとする。

第 3 章 風俗営業及び特定遊興飲食店営業

(許可)

第 3 条 警察署長は、許可申請書（施行規則別記様式第 1 号又は施行規則別記様式第 40 号）を受理したときは、所要の調査を行うものとする。

2 警察署長は、前項の規定による調査をした場合は、第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するときを除き、許可等申請協議書（許可等事務に係る管理及び運用規程（平成 30 年兵庫県警察本部訓令第 13 号。以下「管理運用規程」という。）第 10 条第 1 項第 4 号の許可等申請協議書をいう。以下同じ。）を生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に送付し、許可の可否について協議するものとする。この場合において、警察署長は、保安課長から協議結果通知書（管理運用規程第 10 条第 1 項第 4 号の協議結果通知書をいう。以下同じ。）により支障がないと認められる旨の通知を受けたときは、許可するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該許可の申請が法第 2 条第 1 項第 4 号の営業（ぱちんこ屋及び政令第 8 条に規定する営業に限り、3 箇月以内の期間に限って営むものを除く。）及び法第 4 条第 3 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）に規定する許可の申請であるものについては、調査後、生活安全部長が定める様式の許可上申書に許可の可否に関する意見を記載した上、生活安全部長に上申（保安課経由。以下同じ。）をしなければならない。

この場合において、生活安全部長は、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、許可するものとする。

- 4 警察署長は、第2項の規定により許可したときは、許可証等作成依頼書（管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等作成依頼書をいう。以下同じ。）により、保安課長に許可証（施行規則別記様式第3号）の作成を依頼しなければならない。この場合において、依頼を受けた保安課長は、許可証を作成し、許可証等送付書（管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等送付書をいう。）に許可証を添付の上、当該警察署長に送付するものとする。

（台帳の作成）

- 第4条 警察署長は、許可証を交付したときは、生活安全部長が定める様式の台帳を作成し、所要の事項を記録するものとする。

（許可に係る上申）

- 第5条 警察署長は、第3条第1項の規定により調査した結果、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、生活安全部長が定める様式の上申書に許可申請書及び関係書類を添えて、警察本部長に上申（保安課経由。以下同じ。）をするものとする。

- (1) 不許可に相当するもの
- (2) 許可の判断上疑義があるもの
- (3) 反対運動が伴うもの

- 2 生活安全部長は、第3条第3項後段の規定により調査した結果、当該申請が前項各号のいずれかに該当するときは、上申書に許可申請書及び関係書類を添えて、警察本部長に上申をするものとする。

（不許可の通知）

- 第6条 警察署長は、前条の規定により上申をしたものについて、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が許可をしなかったときは、当該申請者に生活安全部長が定める様式の不許可通知書を交付するものとする。

（承認及び認定）

- 第7条 警察署長は、相続承認申請書（施行規則別記様式第6号）、合併承認申請書（施行規則別記様式第7号）、分割承認申請書（施行規則別記様式第8号）、変更承認申請書（施行規則別記様式第10号）、認定申請書（施行規則別記様式第13号）又は認定申請書（施行規則別記様式第44号）（以下「承認申請書等」と総称する。）を受理したときは、所要の調査を行うものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定による調査が完了したときは、許可等申請協議書により、承認又は認定（以下「承認等」という。）の成否について保安課長と協議しなければならない。この場合において、警察署長は、保安課長から協議結果通知書により支障がないと認められる旨の通知を受けたときは、承認等をするものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、警察署長は、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定に基づき提出された変更承認申請書を受理したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは承認するものとする。

- 4 警察署長は、前2項の規定により承認等をしたときは、次の表の左欄に掲げる承認等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる措置をとるものとする。

承認等の区分	措置
--------	----

相続承認申請書又は変更承認申請書に係る承認	生活安全部長が定める様式の承認通知書により申請者に通知する。
合併承認申請書又は分割承認申請書に係る承認	生活安全部長が定める様式の合併・分割承認通知書により申請者に通知する。
認定申請書（施行規則別記様式第 13 号）又は認定申請書（施行規則別記様式第 44 号）に係る承認	(1) 許可証等作成依頼書により、保安課長に認定証（施行規則別記様式第 14 号）又は認定証（施行規則別記様式第 45 号）の作成を依頼する。 (2) 保安課長から認定証の送付があったときは、申請者に対しこれを交付して通知する。

（承認等に係る上申）

第 8 条 警察署長は、前条第 1 項の規定による調査の結果、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、上申書に承認申請書等及び関係書類を添えて生活安全部長に上申をするものとする。

- (1) 不承認又は不認定に相当するもの
- (2) 承認等の判断上疑義があるもの
- (3) 反対運動が伴うもの

（不承認等の通知）

第 9 条 警察署長は、前条の規定により上申をした申請について、生活安全部長が承認等をしなかったときは、生活安全部長が定める様式の通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（許可証等の再交付）

第 10 条 警察署長は、許可証再交付申請書（施行規則別記様式第 5 号）又は認定証再交付申請書（施行規則別記様式第 15 号）を受理した場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、新たな許可証又は認定証を交付するものとする。

（許可証等の書換え）

第 11 条 警察署長は、許可証書換え申請書（施行規則別記様式第 9 号。）を受理した場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、書換えをするものとする。

2 警察署長は、前項の申請が認定を受けた営業所に係るものであるときは、認定証の書換えをするものとする。

（許可証等の返納）

第 12 条 警察署長は、施行規則第 18 条（施行規則第 86 条において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第 23 条第 1 項（施行規則第 91 条において準用する場合を含む。）の規定により許可証の返納を受けた場合又は施行規則第 26 条第 3 項において準用する施行規則第 23 条第 1 項（施行規則第 94 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により認定証の返納を受けた場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。

（変更届出）

第 13 条 警察署長は、変更届出書（施行規則別記様式第 11 号）の提出を受けた場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。

（調査の委託）

第 14 条 警察署長は、生活安全部長が定める事項の調査を兵庫県風俗環境浄化協会（以下「協会」という。）に委託することができる。

2 警察署長は、前項の調査を委託するときは、生活安全部長が定める様式の調査委託書に当該調査に係る許可申請書、変更承認申請書又は認定申請書及び関係書類の写しを添えて、協会に送付（保安課経由）をするものとする。

（遊技機の認定）

第 15 条 警察署長は、認定申請書（遊技機規則別記様式第 1 号）を受理したときは、所要の調査を行うものとする。

2 警察署長は、所要の事項を調査した上、生活安全部長が定める様式の遊技機認定申請書送付書に認定の可否に関する意見を記載し、認定申請書の副本及び関係書類を添えて、保安課長に送付するものとする。

3 保安課長は、前項の規定により認定申請書の送付を受けた場合は、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、認定するものとする。

（認定申請に係る補正の要求）

第 16 条 警察署長は、前条第 1 項の規定により認定申請書を受理した場合において、当該認定申請書又は当該認定申請書に添付しなければならない書類に軽微な不備（誤記又は記載漏れであって、認定申請書を提出した者（以下「認定申請者」という。）が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）があるときは、その旨を明らかにして、前条第 2 項の規定により保安課長に送付するものとする。

2 保安課長は、前項の規定による送付を受けた場合において、補正を要求する必要があると認めたときは、生活安全部長が定める様式の補正要求書により、当該認定申請者に係る営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該認定申請者に対しおおむね 7 日以内を限度として、その補正を求めるものとする。

（認定に係る上申）

第 17 条 保安課長は、遊技機の認定をすることに支障があると認めたときは、その理由を記載した書面に関係書類を添えて、警察本部長に上申をするものとする。

（遊技機の認定の通知）

第 18 条 保安課長は、遊技機の認定をしたときは、認定通知書（遊技機規則別記様式第 6 号）により、営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該認定申請者に通知するものとする。

2 保安課長は、公安委員会が認定をしなかったときは、不認定通知書（遊技機規則別記様式第 7 号）により、営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該申請者に通知するものとする。

（遊技機の検定）

第 19 条 保安課長は、検定申請書（遊技機規則別記様式第 9 号）を受理した場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、検定を行うものとする。

（検定申請に係る補正の要求）

第 20 条 保安課長は、前条の規定により検定申請書を受理した場合において、当該検定申請書又は当該検定申請書に添付しなければならない書類に軽微な不備（誤記又は記載漏れであって、検定申請書を提出した者（以下「検定申請者」という。）が記載しようとした事項が容

易に推測される程度のものをいう。)があるときは、補正要求書により、当該検定申請者に対しおおむね7日以内を限度として、その補正を求めるものとする。

(確認)

第21条 保安課長は、確認申請書(遊技機規則別記様式第10号)を受理した場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、確認を行うものとする。

2 保安課長は、前項の確認を行ったときは、当該申請者に確認証明書(遊技機規則別記様式第11号)を交付するものとする。

3 保安課長は、前項の規定により確認証明書を交付したときは、生活安全部長が定める様式の製造業者確認台帳を作成し、所要の事項を記録するものとする。

4 保安課長は、変更届出書(遊技機規則別記様式第12号)又は廃止届出書(遊技機規則別記様式第13号)の提出を受けたときは、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。

(検定に係る上申)

第22条 保安課長は、遊技機の検定を行うことに支障があると認めたときは、その理由を記載した書面に関係書類を添えて、本部長に上申をするものとする。

(検定の通知)

第23条 保安課長は、技術上の規格に適合している旨の検定を行ったときは検定通知書(甲)(遊技機規則別記様式第16号)、技術上の規格に適合していない旨の検定を行ったときは検定通知書(乙)(遊技機規則別記様式第17号)により、当該検定申請者に通知するものとする。

(認定、検定又は確認の取消しの上申)

第24条 警察署長は、認定に係る遊技機に関して遊技機規則第5条第1項各号に掲げる事実のいずれかに該当することを認知した場合において、認定を取り消す必要があると認めたときは、その理由を記載した書面に、その事実を証するに足る資料を添えて、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、検定を受けた遊技機が遊技機規則第11条第1項に該当し、又は検定を受けた者が同条第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合において、検定を取り消す必要があると認めたときは、その理由を記載した書面に、その事実を証するに足る資料を添えて、警察本部長に上申をするものとする。

3 保安課長は、確認に係る製造業者に関して遊技機規則第7条の2第6項各号のいずれかに該当することを認知した場合において、確認を取り消す必要があると認めたときは、その理由を記載した書面に、その事実を証するに足る資料を添えて、警察本部長に上申をするものとする。

(認定、検定又は確認の取消しの通知)

第25条 保安課長は、公安委員会が遊技機の認定の取消しを決定したときは、認定取消通知書(遊技機規則別記様式第8号)により、当該取消しを受ける者の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該処分を受ける者に通知するものとする。

2 保安課長は、公安委員会が遊技機の型式の検定の取消しを決定したときは、当該取消しを受ける者に検定取消通知書(遊技機規則別記様式第19号)により通知するものとする。

3 保安課長は、公安委員会が確認の取消しを決定したときは、当該取消しを受ける者に確認取消通知書（遊技機規則別記様式第 14 号）により通知するものとする。

（同時申請等）

第 26 条 警察署長は、施行規則第 1 条第 2 項の規定により、同項第 1 号から第 6 号までの申請書又は届出書の提出を受けたときは、生活安全部長が定める様式の同時申請（届出）書送付書により、関係する警察署長（以下「関係警察署長」という。）に当該申請書又は届出書を送付するものとする。

2 関係警察署長は、前項の規定により申請書又は届出書の送付を受けたときは、第 3 条から第 14 条までの規定により処理するものとする。

（管理者講習の実施）

第 27 条 保安課長は、法第 24 条第 6 項の規定による管理者講習を実施するときは、生活安全部長が定める様式の管理者講習手数料納付書及び受講申込処理簿により、各管理者の受講状況を明らかにしておくものとする。

2 警察署長は、施行規則第 40 条第 2 項の規定により受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の提出を受けたときは、当該書面を保安課長に送付するものとする。

（団体の届出）

第 28 条 警察署長は、府令第 27 条第 2 項の規定により風俗営業者の団体から府令第 28 条各号に掲げる届出事項を記載した書面の提出を受けたときは、保安課長に当該書面及び関係書類を送付するものとする。

2 保安課長は、前項の規定により書面の送付を受けたときは、これを受理するものとする。

第 4 章 性風俗関連特殊営業

（届出書等の受理）

第 29 条 警察署長は、性風俗関連特殊営業に係る届出書等の提出を受けた場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。

（台帳の作成）

第 30 条 警察署長は、性風俗関連特殊営業に係る営業開始届出書を受理したときは、営業の種類ごとに台帳を作成し、所要の事項を記録するものとする。

（届出確認書の不交付）

第 31 条 警察署長は、第 29 条の規定により受理した場合において、所要の調査を実施した結果、当該届出が法第 27 条第 4 項ただし書き（法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 31 条の 2 第 4 項ただし書きに該当するときは、生活安全部長が定める様式の届出確認書不交付に係る上申書に関係書類を添えて、生活安全部長に上申をするものとする。

2 警察署長は、生活安全部長が不交付を決定したときは、届出確認書不交付通知書（施行規則別記様式第 22 号）により、当該届出者に通知するものとする。

（届出確認書の再交付）

第 32 条 警察署長は、届出確認書再交付申請書（施行規則別記様式第 23 号）を受理した場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、新たな届出確認書を交付するものとする。

（届出確認書の返納）

第 33 条 警察署長は、施行規則第 46 条（施行規則第 55 条第 2 項、第 61 条第 2 項、第 66 条第 2 項又は第 72 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、各種届出確認書の返納を受けた場合において、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。

（同時届出）

第 34 条 警察署長は、施行規則第 1 条第 2 項の規定により、同項第 7 号から第 9 号までの届出書の提出を受けたときは、同時申請（届出）送付書により、当該届出書を関係警察署長に送付するものとする。

2 前項の規定により届出書の送付を受けた関係警察署長は、第 29 条から前条までの規定により処理するものとする。

第 5 章 深夜における酒類提供飲食店営業

（営業開始等の届出）

第 35 条 警察署長は、深夜における酒類提供飲食店営業に係る深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（施行規則別記様式第 47 号）、廃止届出書（施行規則別記様式第 18 号）又は変更届出書（施行規則別記様式第 19 号）の提出を受けた場合は、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。

（台帳の作成）

第 36 条 警察署長は、前条の規定により深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書を受理したときは台帳を作成し、必要な事項を記録するものとする。

（同時届出）

第 37 条 警察署長は、施行規則第 1 条第 2 項の規定により、同項第 10 号の届出書の提出を受けたときは、同時申請（届出）送付書により、当該届出書を関係警察署長に送付するものとする。

2 前項の規定により届出書の送付を受けた関係警察署長は、前 2 条の規定により処理するものとする。

第 6 章 報告等の要求及び立入り

（報告等の要求）

第 38 条 保安課長又は警察署長は、法第 37 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求める必要があるときは、生活安全部長が定める様式の報告等要求書により営業者に報告等を求めるものとする。この場合において、警察署長は、報告等を求める必要があるときは、保安課長と協議するものとする。

2 保安課長は、前項の規定により営業者に報告等を求めるときは、営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して行うものとする。

（資料の受理）

第 39 条 警察署長は、前条の規定により報告等を求めた営業者から資料の提出があったときは、確認の上これを受理し、当該営業者に生活安全部長が定める様式の受領書を交付するものとする。

2 警察署長は、受理した資料のうち、保安課長が要求したものについては、当該資料を速やかに保安課長に送付するものとする。

- 3 警察署長は、受理した資料のうち返還を求めるものについては、できる限り速やかに返還するものとする。この場合において、当該営業者から受領事実を明らかにする書類を徴するものとする。

（報告等の要求の範囲）

第 40 条 前 2 条の規定により報告等を求める場合の報告及び資料の内容又は種類は、当該営業に関連するもので、かつ、法の目的の範囲内で行う指導監督等のための必要最小限のものに限るものとする。

（立入りの実施）

第 41 条 保安課長、生活安全部生活安全企画課長、生活安全部少年課長及び警察署長（以下この章において「警察署長等」という。）は、次の各号に掲げる事項に留意し、法第 37 条第 2 項の規定による立入りを適正かつ効果的に行うものとする。

- (1) 所属職員に対する指導教養の徹底
- (2) 立入対象に係る資料の整備
- (3) 適正な立入計画の策定

（立入実施者の指定等）

第 42 条 警察署長等は、立入りを適正かつ効果的に行うため、生活安全警察に係る事務を担当する警察職員又はその他の警察職員で、立入りに関する知識及び経験を有するものを立入りをを行う職員（以下「立入実施者」という。）に指定するものとする。

- 2 警察署長等は、前項により指定した立入実施者に身分証明書（施行規則別記様式第 49 号）を交付するものとする。
- 3 警察署長等は、前項の規定により、立入実施者に身分証明書を交付するとき、又は立入実施者から身分証明書の返納を受けたときは、生活安全部長が定める様式の身分証明書交付簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。
- 4 身分証明書の管理については、警察本部の所属は立入業務を担当する所属長補佐（以下「本部担当補佐」という。）が、警察署は生活安全課長、生活安全第一課長、立入業務を担当する生活安全第二課長又は刑事生活安全課長（以下「生活安全課長等」という。）が、適正に管理するものとする。

（立入結果の報告等）

第 43 条 立入実施者は、立入りを行ったときは、生活安全部長が定める様式の風俗営業等立入チェック表及び生活安全部長が定める様式の立入実施結果報告書（以下「立入実施結果報告書等」という。）により、本部担当補佐又は生活安全課長等にその結果を報告するものとする。

- 2 前項の規定により報告を受けた本部担当補佐又は生活安全課長等は、行政処分を上申する必要があるなど特異な事案と認めるときは、立入実施結果報告書等により、警察署長等に報告するものとする。
- 3 第 1 項の規定により報告を受けた本部担当補佐は、立入りを行った営業所の所在地を管轄する警察署の長に、速やかに当該報告に係る立入実施結果報告書等の写しを送付するものとする。

第 7 章 行政処分等

（指示又は命令処分の上申）

第 44 条 警察署長は、指示又は命令の処分を行う必要があると認めるときは、生活安全部長に上申をするものとする。

（停止等の処分の上申）

第 45 条 警察署長は、営業の取消し、廃止又は停止（以下「停止等」という。）の処分を行う必要があると認めるときは、警察本部長に上申をするものとする。

（行政処分決定の通知）

第 46 条 保安課長は、生活安全部長が命令を行うことを決定したときは、当該命令を受ける者の事務所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該処分を受ける者に通知するものとする。

2 保安課長は、生活安全部長が指示の処分を行うことを決定したときは、当該指示等を受ける者の営業所又は事務所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該処分を受ける者に通知するものとする。

3 保安課長は、公安委員会が停止等の処分を行うことを決定したときは、当該命令を受ける者の営業所又は事務所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該処分を受ける者に通知するものとする。

（飲食店営業等の停止の通知）

第 47 条 保安課長は、法第 42 条の規定による飲食店営業等の停止の通知をするときは、生活安全部長が定める様式の飲食店営業等営業停止処分通知書により、当該命令を受ける者の営業所の所在地を管轄する警察署の長を通じ、当該行政処分を受ける者の営業所の所在地を管轄する当該営業の所轄庁に対して行うものとする。

（標章の除去）

第 48 条 警察署長は、標章（府令別記様式第 1 号）を貼り付けた場合において、営業停止期間が経過したときは、速やかに当該標章を取り除くものとする。

2 警察署長は、標章除去申請書（施行規則別記様式第 24 号）を受理した場合において、所要の事項を調査し、支障がないと認めたときは、当該標章を取り除くものとする。

（管理者の解任の勧告）

第 49 条 警察署長は、法第 24 条第 5 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による管理者の解任の勧告を行う必要があると認めるときは、その理由を記載した書面に疎明資料を添えて、生活安全部長に上申をするものとする。

（風俗営業者への通知）

第 50 条 保安課長は、生活安全部長が管理者の解任の勧告を行うことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の管理者解任勧告書により、当該勧告を受ける者の営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該勧告を受ける者に通知するものとする。

（自動公衆送信装置設置者に対する勧告）

第 51 条 警察署長は、法第 31 条の 9 第 2 項の規定による自動公衆送信装置設置者に対する勧告を行う必要があると認めるときは、その理由を記載した書面に疎明資料を添えて、生活安全部長に上申をするものとする。この場合において、生活安全部長は、法第 31 条の 9 第 3 項の規定による総務大臣との協議を生活安全部長が定める様式の協議書により行うものとする。

（自動公衆送信装置設置者への通知）

第 52 条 保安課長は、生活安全部長が自動公衆送信装置設置者に対する勧告を行うことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の勧告書により、当該勧告を受ける者の営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該勧告を受ける者に通知するものとする。

（協会役員等の解任の勧告）

第 53 条 保安課長は、浄化協会規則第 6 条の規定により協会の役員又は調査員（以下「役員等」という。）の解任の勧告を行う必要があると認めたときは、その理由を記載した書面に資料を添えて、警察本部長に上申をするものとする。

（協会への通知）

第 54 条 保安課長は、公安委員会が役員等の解任の勧告を行うことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の役員等解任勧告書により、協会に通知するものとする。

（風俗営業者等処分台帳）

第 55 条 警察署長は、第 46 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 47 条若しくは第 50 条の規定による通知をしたとき、又は風俗営業者等を検挙、送致等したときは、生活安全部長が定める様式の風俗営業者等処分台帳に所要の事項を記録するものとする。

（行政処分の実施に関する必要な事項の委任）

第 56 条 第 44 条から前条までに掲げるもののほか、法、政令、府令、施行規則、浄化協会規則及び遊技機規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

第 8 章 雑則

（台帳の補正）

第 57 条 警察署長又は保安課長は、第 4 条、第 30 条及び第 36 条に規定する台帳又は第 21 条に規定する製造業者確認台帳の記載内容に変更が生じたときは、その都度、台帳又は製造業者確認台帳を補正するものとする。

（定期報告）

第 58 条 警察署長は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可及び廃止並びに性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の営業開始及び廃止の届出の状況を、生活安全部長が定める様式の風俗営業等許可・廃止等状況報告書により、各月ごとに取りまとめ、翌月の 5 日までに警察本部長に報告（保安課経由）をするものとする。

（手数料の処理）

第 59 条 警察署長にあつては許可申請書、承認申請書等、許可証書換え申請書（法第 9 条第 4 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換えに係るものに限る。）、許可証再交付申請書、認定証再交付申請書、認定申請書、性風俗関連特殊営業に係る届出書又は届出確認書再交付申請書の提出を受けたとき、保安課長にあつては検定申請書又は管理者講習手数料納付書の提出を受けたときは、それぞれ当該申請書又は届出書等に申請手数料又は受講手数料相当額の兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）が貼り付けられていることを確認しなければならない。この場合において、当該申請書又は届出書に貼り付けられた証紙は、収入証紙条例規則（昭和 39 年兵庫県条例第 43 号）の定めるところにより処理した上、他の書類を区別して保存しなければならない。

（補則）

第 60 条 この訓令の施行に関して必要な細目事項は、生活安全部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 29 号）

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 9 月 28 日本部訓令第 25 号）

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。